

静岡県公共事業電子入札運用基準の取扱い

(平成 29 年 6 月 26 日改正)

1-2 「電子入札実施の考え方」について

電子媒体と紙媒体の入札が混在する入札は電子入札案件とします。また、電子入札案件で紙入札を認める例は 6-3 によります。

2-3 「電子入札を利用することができる I C カードの基準」について

I C カードの名義は入札参加資格者（代表者又はその年間委任者）です。県外の業者で支店へ委任している場合等は支店長の変更があれば I C カードの変更（新支店長）を要することとします。

県外業者で一部委任している場合（例えば土木一式は本社、管工事は支社へ委任）の場合、2 種類の I C カードを必要とします。

4-1 「受付期間等の設定」及び 7-6 「入札書提出後の辞退」について

配置予定技術者の重複落札を避けるため、公募型指名競争入札及び制限付き一般競争入札の開札は 1 件/30 分を目安に行います。

6-1 「電子入札による提出」について

基本的には、設計図書等に関する質問書に対する回答書縦覧期間（3 日間）最終日の翌日を入札書受付最終日にすることとします。

6-3 「紙入札による参加」について

<紙入札を認める例>の④その他やむを得ない事情があると認められる場合とは a 災害時（入札参加者が被災）、b 電子入札未対応者を入札に参加させる必要性があると各発注機関の資格委員会が判断した場合（特殊工事等の施工業者、新規参入者など）等とします。

紙入札は県の担当者が電子入札システムへ入力し、紙入札業者が入札額を確認後、電子入札システムへ登録します。なお、紙入札業者の工事費内訳書の扱いは従前とおりとします。

6-4 「内訳書」について

電子入札システムにより提出された工事費内訳書は、入札書受付締切時刻後から無害化処理が行われ、開札前までにダウンロード及びウイルスチェックを行います。同日中に複数の案件がある場合、その全ての工事費内訳書のダウンロード及びウイルスチェックを最初の案件のダウンロード及びウイルスチェッ

ク時に併せて行う場合があります。

7-7「再度の入札」について

同一日に複数の入札案件がある場合の落札決定順について

当初の入札で落札決定できない案件は、再度の入札等になることから、当該案件の順番を後回しにします。同日開札予定のその他の案件は、予定どおり順番に開札を行い落札決定します。落札した業者が複数の入札案件に同一の監理技術者又は専任が必要な主任技術者を予定している場合は、「参加資格喪失の届出」を提出し、それ以降の入札等への参加資格を失います（後回しにした案件についても資格を失います。）。